

公募型プロポーザル方式による事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年10月7日

岩沼市長

鬼澤 聡



記

1. プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務
- (2) 業務内容 「令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌平日から令和9年10月29日まで
- (4) 履行場所 岩沼市桜一丁目外 地内
- (5) 提案上限額 13,530,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格要件

本プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募希望者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体で参加する場合は、(1)、(2)及び(3)は共同企業体の代表者が、(5)、(6)及び(7)はすべての構成員が、(4)は構成員のいずれかが満たすこととする。

また、共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに参加する単独の事業者又は他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。

- (1) 令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 宮城県内に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有する法人であること。
- (3) 過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）において、同種業務を元請けとし

て完了した実績を有すること。

※同種業務とは、地域活性化施設（道の駅、観光拠点、物産販売・飲食施設など）に関する導入可能性調査や基本計画策定（令和８年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務仕様書の業務内容を包含するもの）にかかる業務をいう。

- (4) 応募希望者は管理技術者に一級建築士、技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、(3)の業務に携わった実績を有する者を配置できること。
- (5) 本プロポーザルへの参加申し込み時点において、国税及び地方税（本市課税分に限る。）を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しないこと。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は提案書提出締切日前６カ月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びに岩沼市暴力団排除条例（平成２４年１２月１７日条例第２４号）に規定する密接関係者でないこと。

３．実施スケジュール

期日等	内容
令和８年１０月 ７日（水）	実施要領等の公告
令和８年１０月２０日（火）午後５時	質問書提出期限
令和８年１０月２３日（金）午後５時	質問書への回答
令和８年１１月 ４日（水）午後５時	参加申込書類等の提出期限
令和８年１１月１２日（木）午後５時	企画提案書等の提出期限
令和８年１１月２５日（水）頃	第一次審査（書類審査）の結果通知
令和８年１１月３０日（月）予定	第二次審査（プレゼンテーション）
令和８年１２月 ４日（金）頃	優先交渉権者の選定結果通知
令和８年１２月中旬以降	契約交渉期間及び契約

※都合により日程が変更となる場合は、市ホームページ等で周知する。

4. 失格となる応募希望者

次に該当する応募希望者は失格とする。

- (1) 契約締結前に2の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) プロポーザルの公正な執行を妨げる不正行為が確認された場合。
- (3) 1つの応募希望者が複数の提案を行った場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されていた場合。

5. 契約の締結

優先交渉権者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合は、業務内容に基づく見積りを徴取し、提案価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、この協議が不調に終わった時は、次点候補者と同様の協議を行うこととする。

6. 委託料

本業務に係る委託料は、業務完了後に一括して支払うこととする。

なお、「令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務仕様書」に定めがなくとも、業務履行上必要なことについては、受託者の負担にて実施すること。

7. その他

その他本プロポーザルに関することは、「令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務仕様書」及び「令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領」で定めるところによる。

8. 問い合わせ

岩沼市政策部都市政策課空港共生係

〒989-2480

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話番号（直通）：0223-23-0643

メールアドレス：t-kyosei@city.iwanuma.miyagi.jp